

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会の後援等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念として、国、他の地方公共団体、その他の事業者・団体等が行う事業を後援又は共催(以下「後援等」という。)することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、講習会、展覧会、研究会、記念行事その他の集会又は催事をいう。
- (2) 後援 実行委員会が事業の趣旨に賛同し、経費等の負担の有無を問わず、その事業を支援することをいう。
- (3) 共催 実行委員会が事業の企画又は運営に参画し、経費等の負担の有無を問わず、共同主催者として事業の推進に当たることをいう。

(対象事業)

第3条 後援等の対象となる事業は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年を周知するために寄与するもの及び実行委員長が必要と認めた事業とする。

(除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、後援等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対しては行わない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意思があるもの。
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があるもの。ただし、長瀬の公共の利益に資する場合を除く。
- (3) 参加対象が極めて限られた範囲であるもの。
- (4) 公共の秩序に反し、又はそのおそれがあるもの。
- (5) その他後援等を行うことが不適當であるもの。

(後援等の申請)

第5条 開催する事業について後援等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、後援・共催承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 企画書、チラシ、パンフレット等
- (2) 事業に係る収支予算書(入場料等を徴収する場合に限る)

(3) その他実行委員長が必要と認める書類

(後援等の決定)

第6条 実行委員長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、その認否を後援・共催承認・不承認通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 実行委員長は、前項の規定により後援等を行う場合において、必要があると認めるときは、その決定に条件を付することができる。

(変更・中止の届出)

第7条 前条の規定により、後援等の承認を受けた申請者は、承認を受けた事業に変更が生じた場合又は事業を中止する場合は、実行委員会事務局に対し速やかに申し出なければならない。

(後援等の取消し)

第8条 実行委員長は、後援等の承認を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請を行ったとき。

(2) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) その他後援等にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 前項の取消しは、後援・共催承認取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援等の承認を取り消された場合において、申請者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わないものとする。

(事業終了後の報告)

第9条 申請者は、後援等を受けた事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書(自由形式)を、実行委員長に提出しなければならない。ただし、実行委員長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月15日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

後援・共催承認申請書

年 月 日

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会 実行委員長様

申請者 住所
団体名
代表者名
連絡先

下記の事業について、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会の（後援・共催）を受けたいので、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会の後援等に関する規程により申請します。

記

事業の名称：

開催日時：

開催場所：

目的・内容：

参加見込者数：

入場料等の有無：

以上

様式第2号（第6条関係）

後援・共催 承認・不承認 通知書

年 月 日

様

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会実行委員長

年 月 日付けで申請のあった下記の事業の（後援・共催）については、
（承認・不承認）いたしましたので、通知いたします。

記

事業の名称：

承認の場合はその条件：

以上

様式第3号（第8条関係）

後援・共催承認取消通知書

年 月 日

様

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会実行委員長

年 月 日付けで承認した下記記載の事業の（後援・共催）については、下記の理由により承認を取り消しますので、通知します。

記

事業の名称：

取消しの理由：

以上